

守口市こども計画

令和8年4月変更

(1) 変更の背景

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和7年4月に改正され、「乳児等通園支援事業」が創設されたことに伴い、令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が本格実施されました。

新たな事業の創設に伴い、子ども・子育て支援法が令和8年4月に改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において事業の量の見込みと確保方策等を定めることとされたことから、守口市こども計画を変更しました。

(2) 基本的記載事項（新たにこども計画の記載事項として位置づけられた事項）

・乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること

・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること

(3) 変更内容

守口市こども計画「第6章 子ども・子育て支援事業計画」の以下を変更しました。

1.教育・保育提供区域の設定（2）地域子ども・子育て支援事業の提供区域、（3）乳児等通園支援事業の提供区域を追加しました。

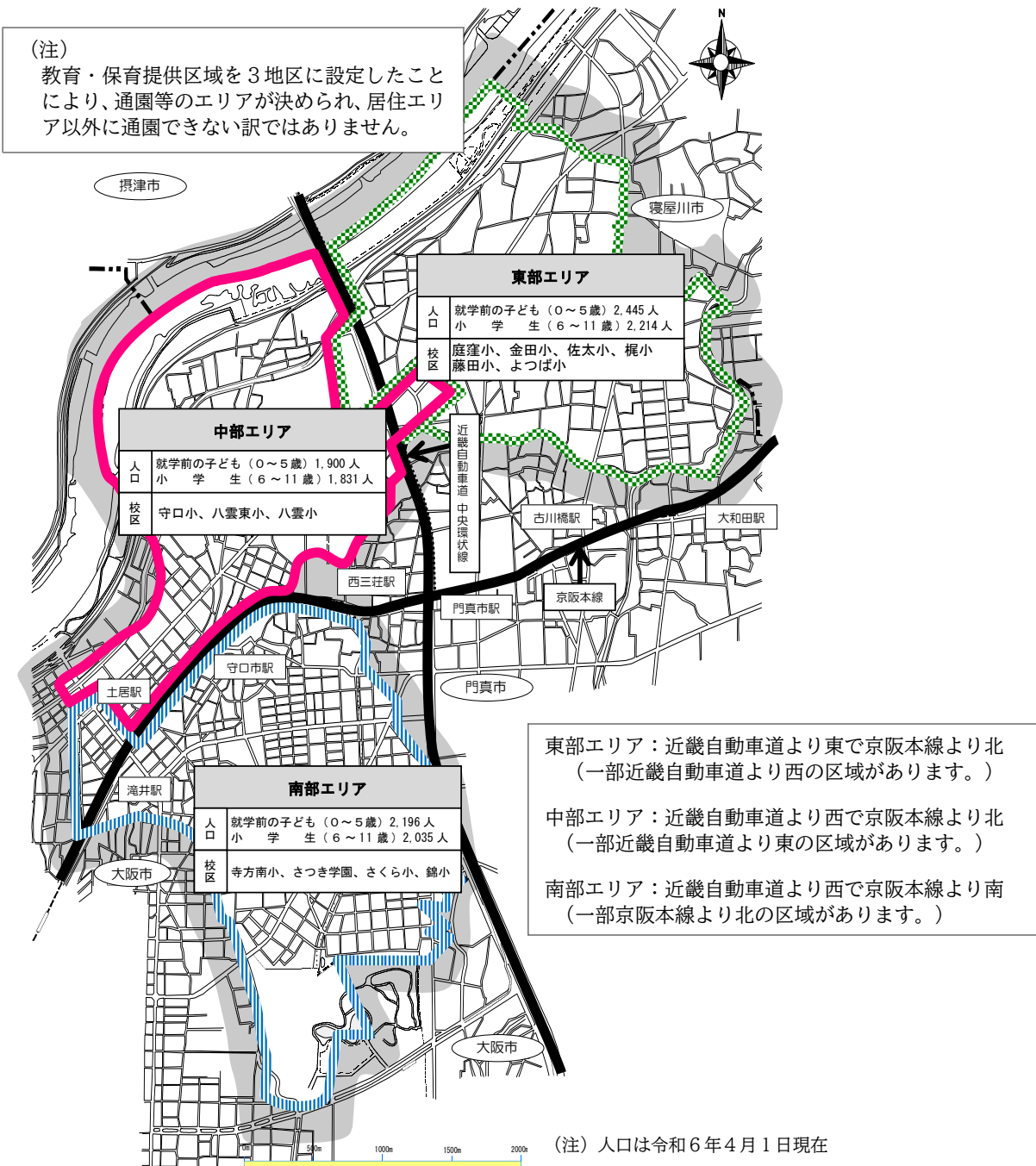
3.乳児等通園支援の量の見込みと確保方策および実施時期を追加しました。

6.乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供と推進に対する体制の確保を追加しました。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育の提供区域

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、こどもの人口及び教育・保育施設の分布状況を踏まえ、本計画における教育・保育提供区域については、第一期計画及び第二期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、教育・保育の提供区域と共通の区域設定とすることを基本としますが、取組の内容ごとに、その内容や現行の利用状況を踏まえ、市域全体又は小学校区単位を提供区域として個別に設定します。

(3) 乳児等通園支援事業の提供区域

乳児等通園支援事業は、市全域で提供を行うため、市域全体を一つの区域として設定します。

3. 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 量の見込みと確保方策

(単位：定員)

区分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0歳児	-	12	11	11	11
	1歳児	-	11	11	11	11
	2歳児	-	11	11	11	11
	合計	-	34	33	33	33
②確保方策	0歳児	-	8	11	11	11
	1歳児	-	8	11	11	11
	2歳児	-	7	11	11	11
	合計	-	23	33	33	33
②-①		-	△11	0	0	0

(2) 乳児等通園支援の今後の確保方策について

〈確保方策の考え方〉

子ども・子育て支援法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できる量を確保することを前提に、今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。

〈確保方策の具体的項目〉

- 【1】乳児等通園支援事業所の新規募集及び新規認可による定員の拡大を図ります。
- 【2】民間事業者の施設整備（新設等）の促進による定員の拡大を図ります。
- 【3】医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援の観点から、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、児童発達支援センター、児童発達支援事業所などの多様な主体に対して事業実施の働きかけを行います。
- 【4】保育士の人材確保及び定着を支援し、定員の拡大を図ります。

6. 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の 一体的提供と推進に対する体制の確保

教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続

乳児等通園支援事業は乳児又は幼児であって満3歳未満の者を対象としていることから、教育・保育提供区域内に居住するこどもが満3歳に到達した後に、教育・保育施設に円滑に接続できるよう、教育・保育施設に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保に努めます。